

令和8年国東市農業委員会 第3回(3月)総会議事録

1.開催日時 令和8年3月10日(木)14:00～14:42

2.開催場所 国東市役所 2階 201、202 会議室

3.出席委員 (農業委員)14名

1番 古田明敏委員、2番 藤本 徹 委員、3番 豊田聖祐委員、
4番 末綱博子委員、5番 小笠原玉代委員、6番 坂本 貢委員、
7番 森重なるみ委員、8番 神田勝士委員、9番 岩竹忠洋委員、
10番 有次昭二委員、11番 松原雅之委員、12番 松原 正 委員、
13番 吉田洋一委員、15番 秋國崇己委員

(農地利用最適化推進委員)0人

4.欠席委員 1名(14番 佐藤 司 委員)

5.出席職員 局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 11番 松原雅之委員、12番 松原 正 委員

7.議事日程

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画について

議案第14号 農用地利用配分計画について

議案第15号 農地法の規定による非農地証明書の交付について

議案第16号 令和7年度農地利用状況調査による非農地決定について

8.報告事項

農地変更届について

9.協 議

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 3 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認:本日の出席は 14 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。 11 番、松原雅之委員、12 番、松原正委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づきご説明いたします。 申請番号 17 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 110 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 18 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 235 m²です。外に田が 3 筆、合計面積が 2,265 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理できないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 19 番 土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 2,707 m²です。外に畑が1筆の合計2筆、合計面積が 20,432 m²です。譲渡人は〇〇さん、及び〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を放牧地として利用するため。」です。売買による所有権移転です。 なお、譲受人の〇〇さんは住所が〇〇市になっておりますが、議題に上がっている農地の隣にある中古物件を購入予定であり、〇〇町に転入予定です。 引き渡し時期が 3 月 31 日のため、転入は 4 月以降になる予定です。 また、牛を放牧するにあたって、すでに近隣住民に説明会を実施しており同

	意を得ております。準備は念入りにされていることが確認できています。 申請番号 20 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 447 m²です。外に田が 1 筆の合計 2 筆、合計面積が 1,014 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 21 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,233 m²です。外に田が 3 筆、合計面積は 3,055 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由について、譲渡人は「高齢により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 22 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,656 m²です。外に田が 1 筆、合計面積 1,796 m²です。 譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。申請理由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 以上です。
議 長	議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 17 番、18 番、19 番、20 番、21 番、22 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委 員	19 番ですが、かなり広い畑のようですが、牛を飼うのですか？
事 務 局	〇〇で 5～6 年放牧の経験があり、大分へ引っ越し、放牧できるような農地を探していたところ、〇〇で見つけて今回申請がありました。
〇 〇 委 員	会って話したことはありますか？
事 務 局	はい、窓口に何度か来庁しました。
〇 〇 委 員	去年の暮れに話があって、私も役員だったので立ち会って説明を受けました。〇〇さんは、農業関係の大学に通い、〇〇で 3 年間ほど放牧の会社、その後、〇〇で 5, 6 年放牧酪農の会社に勤め、今度、独立したいということで、国東市の空き家バンクを頼って入植してきました。 果樹園が 2 町歩、原野が 2 町歩合わせて 4 町歩の中で、ジャージー牛を 4 頭か 5 頭飼って、牛乳を加工してアイスクリームなどのいろんな製品を作ってネットで販売していく計画のようです。 4, 5 頭なので糞尿の処理はあまり問題ないと思いますが、搾乳はするので、その洗浄水は絶対に川に流さないように念を押しています。

議	長	川が近いのですか？
○ ○ 委 員		直接流すようなことはないと思いますが、保健所の立ち会いが必要です。
議	長	県酪の組合員になることはないのですか？
○ ○ 委 員		その予定はないようです。
議	長	他に意見・質疑ありませんか？
		(意見・質疑なし)
		それでは議案 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
		議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。
		続きまして議案第 13 号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		議案第 13 号、農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。
		利用権の設定は、総数 24 筆で 24,264 m ² です。内訳としては田が 23 筆、23,679 m ² 、畑が 1 筆、585 m ² です。
		詳細につきましては、資料の 3 ページと 4 ページをご確認ください。
議	長	議案第 13 号の農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
		(意見・質疑なし)
		それでは議案 13 号、農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
		議案第 13 号、農地利用集積計画については、全会一致で承認されました。
		続いて、議案第 14 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 14 号、農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 配分計画は、総数 24 筆で 24,264 m²です。内訳としては田が 23 筆、23,679 m²、畑が 1 筆、585 m²です。 詳細につきましては、6 ページと 7 ページをご確認ください。
議長	議案第 14 号の農用地利用配分計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案第 14 号農用地利用配分計画について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 14 号農地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 15 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 15 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 5 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 117 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由については、「昭和 44 年 1 月頃、父が農地法の許可をとらずに自宅への進入路としてコンクリート舗装したことにより、現在農地として使用できないため。」です。 現在、お手元の資料の写真にありますように、コンクリート舗装されており始末書の提出を受けています。約 57 年前からこのような状況なので周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難な状況であり自宅への進入路は他にないことから、非農地判定はやむを得ないものと思われます。 その他、現在地等は資料をご確認ください。 申請番号 6 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 1,067 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由については、「40 年前までは父が耕作していたが、父が亡くなって以降は農地法の許可をとらずに造成し、加工場の駐車場として貸しているので、現在農地として使用できないため。」です。 現在、お手元の資料の写真にありますように、バラスを敷いた駐車場となっており始末書の提出を受けています。 また、現在はその上に苗栽培用のハウスがあるものの、基本的に農地として使用しておらず、周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難な状況であり、非農地判定はやむを得ないものと思われます。 その他、現在地等は資料をご確認ください。

		申請番号 7 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 259 m²です。申請人は、〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由については、「50 年前から相続登記未了のまま農地法の許可をとらずにコンクリート舗装し、お寺の駐車場としていたので、現在農地として使用できないため。」です。 現在、お手元の資料の写真にありますように、コンクリート舗装した駐車場となっており始末書の提出を受けています。約 50 年前から現状とのことなので周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難な状況であり、非農地判定はやむを得ないものと思われます。 その他、現在地等は資料をご確認ください。 以上です。
議	長	議案第 15 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号 5, 6, 7 番について事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委 員		40 年も 50 年もわからなかったものが、今になって発覚したのですか？
事 務 局		相続だとか、最近では利用状況調査で現地確認することが多く、その際に、無届でコンクリートを張ったなどのことがわかって、申請を提出するよう指導することもあり出てきています。
議	長	それでは議案第 15 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
		議案第 15 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 16 号、令和 7 年度農地利用状況調査による非農地決定について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		議案第 16 号についてご説明させていただきます。9 ページをご覧ください。 去年夏に行われた利用状況調査の結果、農地として該当しないと判断できるものの一覧表となります。 推進委員による調査の完了後、所有者もしくは相続人に対して事務局より通知を送り、その結果、非農地申請を希望する農地について事務局が現地確認を行い、非農地として認めてよいと思われる農地についてあげています。 現在も現地確認中であるため、調査が終わった分から随時、来月以降も総会にあげて行く予定です。 よって、これらの農地を非農地として認めてよいか審議を求めます。
〇 〇 委 員		〇〇地区はないのですか？

事務局	〇〇地区含め、他の地域については、今後確認していきます。
議長	議案第 16 号について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
	(意見・質疑なし)
	それでは議案 16 号、令和 7 年度農地利用状況調査による非農地決定について、承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 16 号については、全会一致で承認されました。 議事については以上であります。 続いて、報告事項について事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、報告事項についてご説明いたします。 次のとおり農地変更届がありましたので報告します。 申請番号 1 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積 155 ㎡の農用地区域内の農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第 2 種農地です。 届出者は 〇〇にお住いの〇〇さんです。用途は農作業場建築で、床面積は 37.5 ㎡です。 届出者はオリーブの栽培をしており、「収穫したオリーブを加工するための作業場を設置したい。」とのこと。 周辺は、宅地と市道に囲まれており、日照・通風等の影響を含め、周辺の農地への影響はないものと考えられます。 つづいて申請番号 2 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積 500 ㎡の市街地化の傾向が著しい地域にある第 3 種農地です。 届出者は〇〇にお住いの〇〇さんです。用途は農作業用道路で、面積は 500 ㎡のうち 136 ㎡のみバラスを敷設しています。 届出者は、「トラクターや軽トラックの車庫からの出し入れや農作業時の往来に必要なので、農地の一部を農作業用道路にするため砂利を敷いた。」とのことで、届出前に施工しているため始末書が添付されています。 周辺は、宅地と市道と農地に囲まれており、日照・通風等の影響を含め、周辺の農地への影響はないものと考えられます。 つづいて申請番号 3 番、土地の所在は〇〇外 1 筆、地目は畑で面積は 2 筆で 20,432 ㎡の中山間地にある生産性の低い第 2 種農地です。 届出者は〇〇にお住いの〇〇さんです。用途は農作業用道路で、面積は 192 ㎡です。 届出者は、「平成 7 年頃、ブドウ栽培のためビニールハウスを建て、樹園地を整備する際、樹園地へ向かう道の一部をコンクリート舗装してしまった。」との

議	長	ことで始末書が添付されています。周辺は、山林に囲まれています。 以上です。
事	務	局
議	長	報告事項ではありますが、ご意見等ありますか？ (意見・質疑なし)
事	務	局
議	長	協議事項はありません。 それでは、その他に移ります。事務局から説明してください。 ○令和８年春季農作業標準賃金について ○農業委員会活動記録セットの提出方法の変更について ○令和８年度総会開催日程について ○農業委員会だよりについて 本日の議事はこれで終わりですが、全体を通してご意見等ありませんか？ (意見・質疑なし) では、本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございました。これをもちまして、第３回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員